

様式第5-(イ)-②

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(イ-②)

年 月 日

(あて先) 宇 都 宮 市 長

申請者

住 所 _____

氏 名 _____

印

私は、_____業(注2)を営んでいるが、下記のとおり、_____ (注3)が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

売上高等

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

主たる業種の減少率 _____ %

全体の減少率 _____ %

A : 申込時点における最近3か月間の売上高等

主たる業種の売上高等 _____ 円

全体の売上高等 _____ 円

B : Aの期間に対応する前年の3か月間の売上高等

主たる業種の売上高等 _____ 円

全体の売上高等 _____ 円

※注1 本様式は、主たる事業(最近1年間の売上高等が最も大きい事業)が属する業種(主たる業種)が指定業種である場合であって、主たる業種及び申請者全体の売上高等の双方が認定基準を満たす場合に使用する。

※注2 (注2)には、主たる事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を記載。

※注3 (注3)には、「販売数量の減少」又は「売上高の減少」等を入れる。

(留意事項)

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

第 号

年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間： 年 月 日から 年 月 日まで

宇都宮市長 佐藤 栄 一

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（イ-②）の計算書

（前年と比較して売上高が5%以上減少している場合）

住 所

電話番号

申請者名 _____ 印

（表1：事業が属する業種毎の最近1年間の売上高）

当社の主たる事業が属する業種は _____（※1）

業種（※2）	最近の売上高	構成比
業	円	%
業	円	%
業	円	%
業	円	%
企業全体の売上高	円	100%

※1：最近1年間の売上高が最大の業種名（主たる業種）を記載。主たる業種は指定業種であることが必要。

※2：業種欄には、日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名を記載。

（表2：主たる業種の売上高比較）

区分	主たる業種の最近3か月の売上高		主たる業種の最近3か月の前年同期の売上高	
	年 月～	年 月	年 月～	年 月
月		円		円
月		円		円
月		円		円
合計	A	円	B	円

主たる業種の減少率

$$\frac{B}{A} \times 100 = \text{円} \div \text{円} \times 100 = \text{ \% (5\%以上)}$$

（表3：全体の売上高比較）

区分	企業全体の最近3か月の売上高		企業全体の最近3か月の前年同期の売上高	
	年 月～	年 月	年 月～	年 月
月		円		円
月		円		円
月		円		円
合計	[A]	円	[B]	円

全体の減少率

$$\frac{[B]}{[A]} \times 100 = \text{円} \div \text{円} \times 100 = \text{ \% (5\%以上)}$$

（注）認定申請にあたっては、主たる業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類等（例えば取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証など）や、上記の売上高が分かる書類等（例えば、試算表や売上台帳など）の提出が必要。

中小企業信用保険法第2条第5項第5号（イ一②）の認定における提出書類

- 1 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（イ一②） 正本2部
実印（個人事業主は個人印）を押印してください。
- 2 法人にあっては商業登記簿謄本（正本／発行日が3ヶ月以内のもの） 原本
個人にあっては直近の確定申告書の写し
法人の住所、商号及び代表者名又は個人の住所及び事業所の所在地を確認するため用います。
- 3 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（イ一②）の計算書 1部
- 4 月次損益計算書（試算表など）
最近3ヶ月間とその期間に対応する前年の3ヶ月の売上げがわかる書類
※すべてに法人の住所と商号（法人の場合）又は個人の住所と個人名（個人の場合）を付記し、実印（個人事業主は個人印）を押印してください。
付記は、記入しても横ばんを用いてもどちらでも構いません。
- 5 金融機関の担当の方が認定業務を代行するときは、委任状が必要になります。

その他

- 1 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定は、主たる事業が経済産業大臣の指定した不況業種である必要があるため、指定業種の確認については中小企業庁ホームページをご覧ください。
中小企業庁ホームページアドレス http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm
「セーフティネット保証制度5号の指定業種」参照
※主たる事業とは、最近1年間の売上高が最も大きい事業です。